



2026年3月17日

各位

会社名 株式会社エルアイイーエイチ
(コード番号 5856 東証スタンダード市場)
代表者名 代表取締役社長 山口 和也
問合せ先 取締役 三浦 功
(TEL. 03-6458-6913)

株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ

当社は、当社株主より、会社法第303条の規定に基づき、臨時株主総会招集の請求（以下「本請求」といいます。）に関する書面（2026年3月16日付「臨時株主総会招集請求書」）（以下「本請求書」といいます。）を2026年3月17日に受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 請求者の概要

山口 豊彦

請求者は、当社の総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6カ月以上前から引き続き保有している株主であります。

2. 請求が行われた年月日

2026年3月16日

3. 請求の内容

(1) 株主総会の目的事項

- 議案1 定款一部変更の件（事業目的の変更について）
- 議案2 定款一部変更の件（監査役会設置会社への移行について）
- 議案3 定款一部変更の件（本店の移転について）
- 議案4 取締役3名選任の件
- 議案5 監査役3名選任の件
- 議案6 取締役の報酬額設定の件
- 議案7 監査役の報酬額設定の件

(2) 招集の理由等

本請求書の全文を別紙として添付しておりますので、ご参照ください。

4. 本請求への当社の対応方針

本請求に対する当社の対応方針につきましては、本請求の内容を慎重に検討の上、決定次第開示いたします。

以上

本請求における各議案の内容及び招集の理由は、以下のとおりです。
いずれも本請求書面記載の内容を原文のとおり表記しております。

臨時株主総会招集請求書

請求人（山口豊彦のこと。以下同じ。）は、当社（株式会社エルアイイーエイチのこと。以下同じ。）の総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主として、当社の代表取締役である山口和也殿に対し、会社法297条1項に基づき、下記のとおり、当社の株主総会の招集を請求します。個別株主通知申出受付票及び個別株主通知済通知書の写しも同封しております。なお、取締役による招集（会社招集）となる場合には、請求人は、会社法305条、325条の4第4項に基づき、当社の代表取締役である山口和也殿に対し、下記を招集通知に記載又は記録すること及び下記について電子提供措置をとることを請求します。

記

第1 株主総会の目的である事項

- 議題1 定款一部変更の件（事業目的の変更について）
- 議題2 定款一部変更の件（監査役会設置会社への移行について）
- 議題3 定款一部変更の件（本店の移転について）
- 議題4 取締役3名選任の件
- 議題5 監査役3名選任の件
- 議題6 取締役の報酬額設定の件
- 議題7 監査役の報酬額設定の件

第2 招集の理由

当社が市場の信頼を回復し、企業価値を再建するための抜本的なガバナンスの再構築等をすべく、請求人が、株主総会において、上記株主総会の目的である事項につき以下の議案を提出するため。

1 議題1 定款一部変更の件（事業目的の変更について）

(1) 提案の理由

当社は2026年3月期第2四半期において営業損失510百万円、経常損失476百万円を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しています。

このような財務状況の下、従来型の固定費負担型事業の延長線上で収益改善を図ることには限界があります。

そこで株主として、資本を活用した新たな収益源の確立を目的として、暗号資産の投資および運用事業を事業目的に追加することを提案します。

暗号資産市場は世界的に拡大を続けており、企業による資産運用・財務戦略への活用事例も増加しています。

本提案は、当社の資本を積極的に活用し、収益機会を拡大するための事業ポートフォリオ転換を求めるものです。

(2) 議案の要領

現行の定款第2条を、以下（変更案）に記載のとおり変更するものです。なお、下線を付した部分は変更箇所を示します。

（変更案）

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること

1. 各種ダイカスト製品の製造並びに販売
 2. 環境整備関係（水質・大気・土壌汚染・騒音等）の調査分析業務並びに環境衛生保全設備機器の開発・販売
 3. 投資事業に関する契約の締結の媒介、取次ぎ、代理及び管理に係る業務
 4. 金銭債権及び割賦債権の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
 5. 金銭貸付業務及びそれらの媒介
 6. 融資、債務の保証等の信用供与及びその仲介
 7. 融資の斡旋及び保証業務
 8. 国内外の企業合併、提携、営業権の譲渡に関する業務
 9. 資産の取得・流動化に関するコンサルタント業務
 10. 不動産に関するコンサルタント業務
 11. 不動産の売買・仲介・斡旋・賃貸及び管理業務
 12. 宅地建物取引業務
 13. 企業等の技術、販売、製造、企画等の業務提携の仲介及び営業譲渡、資産売買、資本参加、合併に関する仲介業務
 14. 投資顧問業
 15. 酒類、食品、飼料、衣類及び雑貨の輸出入貿易並びに貿易代理業
 16. 国内外の特許の取得・保有・運用
 17. 手形・小切手等の割引業務
 18. 労働者派遣に係る業務
 19. 酒類、食品、飼料、衣類及び雑貨の物品販売業務
 20. 損害保険の代理業
 21. 生命保険の募集業
 22. 不動産及び動産のリース業及びレンタル業
 23. 土木建築用資機材、建設機械、車両、事務用機器、医療用具その他機器類のリース業、レンタル業及び修理業
 24. 幼児・小・中・高校生向けの教育指導に携わる業務
 25. インターネットによる幼児・小・中・高校生向けの教育コンテンツの配信に関わる一切の業務
 26. 医療・介護サービス従事者の養成・育成に関する教育・研修事業
 27. 介護に関する資格取得のための講習会の開催及び介護に関する実務の教育・研修事業
 28. 介護に関する教育・ソフトの製作・販売
 29. 電気機器及び器具の売買
 30. 再生可能エネルギーによる発電システム及びその設備の企画、製造、販売
 31. 電力の購入及び販売業務
 32. 有価証券の保有、投資、運用、売買及び仲介業
 33. 他の事業者の経営に関するコンサルタント業務
 34. 酒類、清涼飲料水、食料品、食肉、水産物、生鮮食品、冷凍食品、加工食品、日用品雑貨等の卸売
 35. 暗号資産の保有、投資、運用、売買及び仲介業
 36. 前記各事項に附帯する投資
 37. 前記各事項に附帯する一切の業務
- (2) 前号に附帯する一切の事業

以上

2 議題2 定款一部変更の件（監査役会設置会社への移行について）

(1) 提案の理由

当社は、2025年3月27日から株式会社東京証券取引所より特別注意銘柄に指定されました。これは、当社の内部管理体制およびガバナンス体制が市場から重大な問題ありと認定されたことを意味します。

その後、2025年9月30日に公表された「改善計画・状況報告書」において、監査等委員会の体制強化が掲げられました。

しかし、その後以下のような内部管理上の問題が生じております。

- ・2026年2月12日：2024年5月1日に提起されていた訴訟を相当期間経過後に開示
- ・2026年2月13日：2026年3月期第3四半期決算短信の開示が四半期末後45日を超えることを開示

- ・2026年2月18日：特別調査委員会の設置

これら一連の事象は、内部統制および監督機能が実効的に機能していたとは到底評価できないことを示しています。改善計画において監査等委員会の体制強化を掲げながら、重大な開示遅延およびガバナンス不全が続いた事実は、現行制度の下で監督機能が実効的に機能していなかったことを明確に示しています。

また、現在の当社の監査等委員の構成は、弁護士、公認会計士の有資格者によって大半を占められており、現在の監査体制が、結果として形式論にのみ議論が及んでいるのではないかと懸念すら生じております。

特別注意銘柄指定という極めて重大な状況下にありながら、このような事象が生じたことによれば、現行の監査等委員会設置会社としての体制を維持する合理性はありません。よって、現行の監査等委員会設置会社から監査役会設置会社へ移行することを提案します。

監査役会設置会社へ移行することにより、

- ① 業務執行と監督を制度上完全に分離する
- ② 取締役会から独立した監査役会による強力な監督体制を確立する
- ③ 会計・法務・コンプライアンスの専門知識を有することに加え、企業経営・監査経験者による実効的かつ形式的な議論に陥らない監査体制を担保する
- ④ 市場および株主に対し、制度面から再発防止を明確に示す

ことが可能となります。

本提案は形式的な制度変更ではありません。

市場の信頼を回復し、企業価値を再建するための抜本的ガバナンス再構築です。

監督機能が実効性を持たない体制を温存することは、株主価値の毀損を継続させることにほかなりません。

以上より、現在の監査等委員会設置会社から監査役会設置会社へ移行することとし、監査役会設置会社への移行に必要な監査役及び監査役会に関する規定の新設並びに監査等委員及び監査等委員会に関する規定の削除を行います。

上記監査役会設置会社への移行に伴う定款変更については、本總會終結の時をもって効力が発生するものとします。

(2) 議案の要領

変更の内容は以下のとおりです。なお、この定款変更については、本總會終結の時をもって効力が発生するものとします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会

現行定款	変更案
<p>(2) <u>監査等委員会</u> (新設)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u> 第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式 第6条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 第19条 当社の取締役は、12名以下とする。 <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以下とする。</u></p> <p>第20条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2 (条文省略) 3 (条文省略)</p> <p>第21条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 2 (条文省略) 3 取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役のほか、当社の業務を執行する取締役若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>	<p>(2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u> 第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式 第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 第19条 当社の取締役は、12名以下とする。 (削除)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除) (削除)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。 2 (現行どおり) 3 取締役会の決議により、<u>取締役の中から、代表取締役のほか、当社の業務を執行する取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役<u>及び各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (削除)</p>

現行定款	変更案
<p>第26条 (条文省略)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>第30条 取締役会の議事については、開催日及び場所、議事の経過の要領及びその結果、決議を要する事項について特別の利害関係を有する取締役の氏名等その他会社法施行規則第101条第3項に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、取締役会の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p>第31条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第32条 <u>監査等委員会は、各監査等委員が招集し、あらかじめ監査等委員会で定めた取締役が議長となる。</u></p> <p>第33条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>第34条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第35条 <u>監査等委員会の議事については、開催日及び場所、議事の経過の要領及びその他の結果、決議を要する事項について特別の利害関係を有する監査等委員の氏名等その他会社法施行規則第110条の3第3項に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名をし、監査等委員会の日から10年間本店に備え置く。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益<u>(以下「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第29条 取締役会の議事については、開催日及び場所、議事の経過の要領及びその結果、決議を要する事項について特別の利害関係を有する取締役の氏名等その他会社法施行規則第101条第3項に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、取締役会の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p>第30条 <u>当会社の監査役は4名以内とする。</u></p> <p>第31条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>
(新設)	<u>第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>
(新設)	<u>第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
(新設)	<u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>
(新設)	<u>第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>
(新設)	<u>第 36 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u>
(新設)	<u>第 37 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>
(新設)	<u>第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>
(新設)	<u>第 39 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。</u>
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 36 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 40 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 37 条 (条文省略)</p> <p>第 38 条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>第 39 条 (条文省略)</p> <p>第 34 条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 41 条 (現行どおり)</p> <p>第 42 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第 43 条 (現行どおり)</p> <p>第 44 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>

3 議題3 定款一部変更の件（本店の移転について）

(1) 提案の理由

当社は、2026年3月期第2四半期において営業損失510百万円、経常損失476百万円を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しています。

このような財務状況の下、固定費構造の抜本的な見直しは喫緊の課題です。

現在、当社の本店所在地は中央区銀座8丁目の中央通り沿いという日本有数の商業一等地にあります。

ブランド価値や対外的信用の観点では一定の意義があるとしても、現状の収益水準および財務状況を踏まえれば、財務体質の改善を優先すべきです。

よって、当社は本店所在地を港区へ移転し、賃料水準の適正化を図ることで固定費を削減し、経営資源を事業成長および財務改善に再配分することを提案します。

なお、本変更につきましては、2026年9月までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする旨の附則を設けるとともに、効力発生日経過後に当該附則を削除するものであります。

(2) 議案の要領

現行の定款第3条を、以下（変更案）記載のとおり変更し、現行の定款の末尾に以下（変更案）記載の第8章「附則」を追加するものです。なお、下線を付した部分は変更箇所を示します。この定款変更につきましては、2026年9月までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする旨の附則を設けるとともに、効力発生日経過後に当該附則を削除するものであります。

（変更案）

第3条 当社は本店を東京都港区に置く。

第8章 附 則

第45条 第3条の変更は、2026年9月までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもってその効力を生じるものとし、本条は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。

以上

4 議題4 取締役3名選任の件

【議案の要領及び提案の理由】

当社は、議題2定款一部変更の件（監査役会設置会社への移行について）が原案通り承認可決されますと、監査役会設置会社に移行し、監査等委員でない取締役全員（4名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、機動的な経営戦略を実現できる体制の構築を図るべく、1名減員し取締役3名の選任をお願いいたしたく存じます。本議案は、議題2定款一部変更の件（監査役会設置会社への移行について）における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

(1) 山口 和也（再任）

（1978年10月20日生）

【略歴、地位及び重要な兼職の状況】

2001年4月	株式会社筑豊製作所入社
2011年1月	グループン・ジャパン株式会社入社
2011年8月	株式会社九州デリカ設立
2014年2月	株式会社フォーリーフ設立
2024年8月	株式会社エルアイイーエイチ入社

2024年9月 株式会社エルアイイーエイチ 執行役員 就任
株式会社創育
老松酒造株式会社
株式会社エフミート
代表取締役 就任

2025年6月 株式会社エルアイイーエイチ代表取締役（現任）
（重要な兼職の状況）

なし

（保有する当社の株式の数）

1,000,000株

【取締役候補者とした理由】

食品事業等を含む複数の企業において営業、事業企画、経営管理等多岐にわたる実務に従事した経験があり、未経験の事業領域についても主体的に学び、必要に応じて専門家の助言を活用できる柔軟性と学習意欲を持っております。

2024年8月に当社グループに参画後は、複数の子会社の代表取締役として、現場オペレーションの改善とグループ全体の経営改革を両立させ、特にガバナンス体制の見直しと経営の透明性向上において中心的な役割を果たしております。

企業統治、リスクマネジメント、業績管理の各分野において、制度設計から実行・定着までを一貫して担える実行力を有しており、単なる事業執行者にとどまらず、企業価値向上のための統治機能を体現できる人材であり、また、コンプライアンス意識と高い倫理観を備え、法令・社内規程を遵守する誠実な姿勢を一貫して保持しており、社内外からの信頼を損なわない言動を実践しております。

当社及び関係会社との間に業務執行や取引等に関する特段の利害関係はなく、取締役としての独立性を保持したうえで、経営に対する建設的な監督・助言機能を発揮できる立場にあります。

このような経歴と資質に加え、制度改革と経営実行の双方を両立させるためには、経営の連続性が必要であるため、現経営体制の継続性を確保しつつ、制度移行後の経営責任を明確化するため、引き続き取締役候補者いたします。

(2) 三浦 功（再任）

（1971年8月22日生）

【略歴、地位及び重要な兼職の状況】

1996年4月 株式会社料飲企画設計（現株式会社アイ・アイ・シー）入社

2000年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所

2012年1月 株式会社ヨロズ入社

2017年11月 エレマテック株式会社入社

2025年6月 エレマテック株式会社退社

2025年10月 当社取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

なし

（保有する当社の株式の数）

—

【取締役候補者とした理由】

監査法人において会計監査や内部統制監査に従事した後、上場企業において内部監査部門の責任者として、業務監査やJ-SOX対応を担い、取締役会や経営会議への報告を通じて内部統制とリスク管理の強化に貢献してきました。国内各部門や子会社に対する監査の実施、改善指導を重ねる中で、実務に即したガバナンス体制の整備を主導してきた経験を有しております。これらの経験を踏まえ、財務・管理部門を統括する立場として、内部統制および管理体制再構築の中核を担う人材であり、監査役会設置会社移行後の内部管理体制の実効性確保のため、継続的な関与が必要であると判断したため、引き続き取締役候補者いたします。

(3) 加陽 麻里布 (新任・社外取締役候補者)

(1992年8月29日生)

【略歴、地位及び重要な兼職の状況】

2018年1月 ライト・アドバイザーズ司法書士事務所入所
2018年9月 永田町司法書士事務所 (現：司法書士法人永田町事務所) 代表
2021年5月 東京司法書士会 理事
2022年6月 パス株式会社取締役 取締役監査等委員
2022年11月 行政書士永田町事務所 代表行政書士 (現任)
2023年1月 司法書士法人永田町事務所 代表司法書士 (現任)

(重要な兼職の状況)

行政書士永田町事務所 (代表行政書士)

司法書士法人永田町事務所 (代表司法書士)

(保有する当社の株式の数)

—

【監査役候補者とした理由】

会社法・登記・ガバナンスに精通した法律専門家として、法令遵守体制の強化に資する人材です。

開示・訴訟対応・株主対応など法的リスクが顕在化している当社において、これまでの経験を活かしてガバナンスの向上に努め、独立した法務視点から会社経営を監督していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。

5 議題5 監査役3名選任の件

【議案の要領及び提案の理由】

当社は、議題2定款一部変更の件 (監査役会設置会社への移行について) が原案通り承認可決されますと、監査役会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたく存じます。本議案は、議題2定款一部変更の件 (監査役会設置会社への移行について) における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査役候補者は、次のとおりであります。

(1) 星野 智之 (新任・社外監査役候補者)

(1977年1月3日生)

【略歴、地位及び重要な兼職の状況】

2001年4月 平山公認会計士事務所
2003年6月 オンコセラピー・サイエンス(株)
2010年11月 株式会社会計・開示・キャリア支援センター(現：(株)OFFICE6)設立代表取締役
2014年2月 株式会社エル・シー・エーホールディングス監査役
2016年9月 株式会社モジュール監査役
2019年10月 株式会社ステムリム取締役経営管理部長
2025年4月 マーチャント・バンカーズ株式会社再発防止モニタリング委員 (現任)
2025年6月 株式会社6アドバイザーズ代表取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社6アドバイザーズ 代表取締役

(保有する当社の株式の数)

—

【監査役候補者とした理由】

複数の上場企業において、役員、顧問、及びコンプライアンス委員として培った専門家として

高度な知見を有し、企業経営のガバナンス、および内部統制評価に精通しています。

特別注意銘柄指定を受けている当社においては、財務・会計、コンプライアンス面の監督強化が最優先課題であり、これまでの知識と経験を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものです。

(2) 福和 明子 (新任)

(1988年12月28日生)

【略歴、地位及び重要な兼職の状況】

2013年9月 The Peninsula Tokyo 入社

2017年9月 株式会社 RUBY 入社

2020年2月 有限責任 あずさ監査法人 入所

2024年10月 同法人 退所

2025年11月 当社 内部監査室長 (現任)

(重要な兼職の状況)

—
(保有する当社の株式の数)

—
【監査役候補者とした理由】

内部監査の実務を担ってきた経験を有しており、現場レベルの統制状況を把握しています。

ガバナンス再構築局面においては、形式的な監督のみならず、実務を理解した監査役が存在が不可欠であり、内部統制の実効性向上に資するものと考え、監査役としての選任をお願いするものです。

(3) 金田 創 (新任・社外監査役候補者)

(1967年6月22日生)

【略歴、地位及び重要な兼職の状況】

1996年4月 モニターカンパニー日本支社入社

2004年2月 SHOPPING. JP 株式会社設立取締役

2008年4月 SHOPPING. JP 株式会社代表取締役

2011年4月 Aaron&Associate 株式会社設立代表取締役

2013年2月 日本クラウド証券株式会社取締役

2013年2月 クラウドバンク・インキュラボ株式会社代表取締役

2013年7月 Aaron Asset Management 株式会社設立代表取締役

2015年7月 クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社代表取締役

2016年6月 クラウドバンク株式会社代表取締役

2020年10月 ジャスティス債権回収株式会社代表取締役

2021年4月 第一商品株式会社取締役

(重要な兼職の状況)

なし

(保有する当社の株式の数)

—
【監査役候補者とした理由】

他社の取締役として、内部管理体制の再構築という局面を経験した実績を有しております。市場からの信頼回復プロセスを実務として経験している点は、現在の当社にとって極めて重要です。単なる理論ではなく、実際の改善プロセスを理解しているというこれまでの見識や経験を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものです。

6 議題6 取締役の報酬額設定の件

【議案の要領及び提案の理由】

当社は、議題2定款一部変更の件（監査役会設置会社への移行について）が原案どおり承認可決されますと、監査役会設置会社に移行いたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2023年6月29日開催の定時株主総会において、年額3,000百万円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず。）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査役会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案した上で相当と考えられる金額として、年額150百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内）とさせていただきます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたと存じます。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役0名）であり、本議案に係る取締役の員数は、議題2及び議題4が原案どおり承認可決されますと、3名（うち社外取締役1名）となります。

また、本議案は、議題2定款一部変更の件（監査役会設置会社への移行について）における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたといたします。

7 議題7 監査役の報酬額設定の件

【議案の要領及び提案の理由】

当社は、議題2定款一部変更の件（監査役会設置会社への移行について）が原案どおり承認可決されますと、監査役会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査役の報酬額を、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案した上で相当と考えられる金額として、年額36百万円以内とさせていただきます。

本議案に係る監査役の員数は、議題2及び議題5が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、議題2定款一部変更の件（監査役会設置会社への移行）における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたといたします。

以上